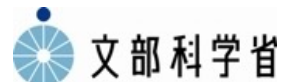


講義Cゼロ

「難民等への日本語教育」概論

〈基本情報の確認のために〉

さぽうと21
矢崎 理恵



文部科学省

本講義の到達目標

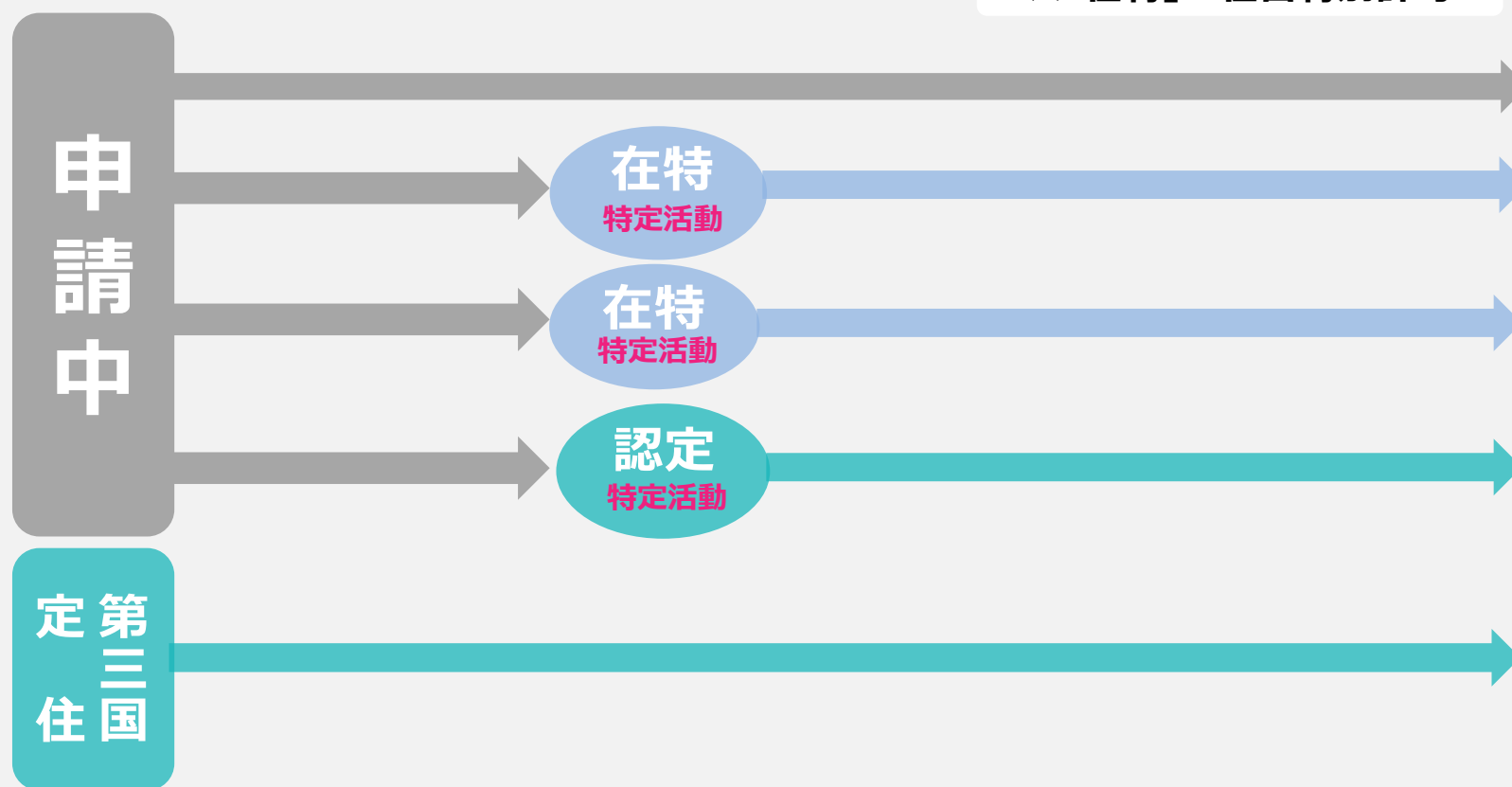
- 1 難民の方々が日本国内で受けることのできる日本語教育の概要が理解できる
- 2 日本語教育を受けられるかどうか、という面からみて、「取り残される(かもしれない)」人々にどのような人々がいるかを理解できる
- 3 難民等への日本語教育の課題について、自分なりに考え始めることができる

日本語教育人材の役割・段階・活動分野

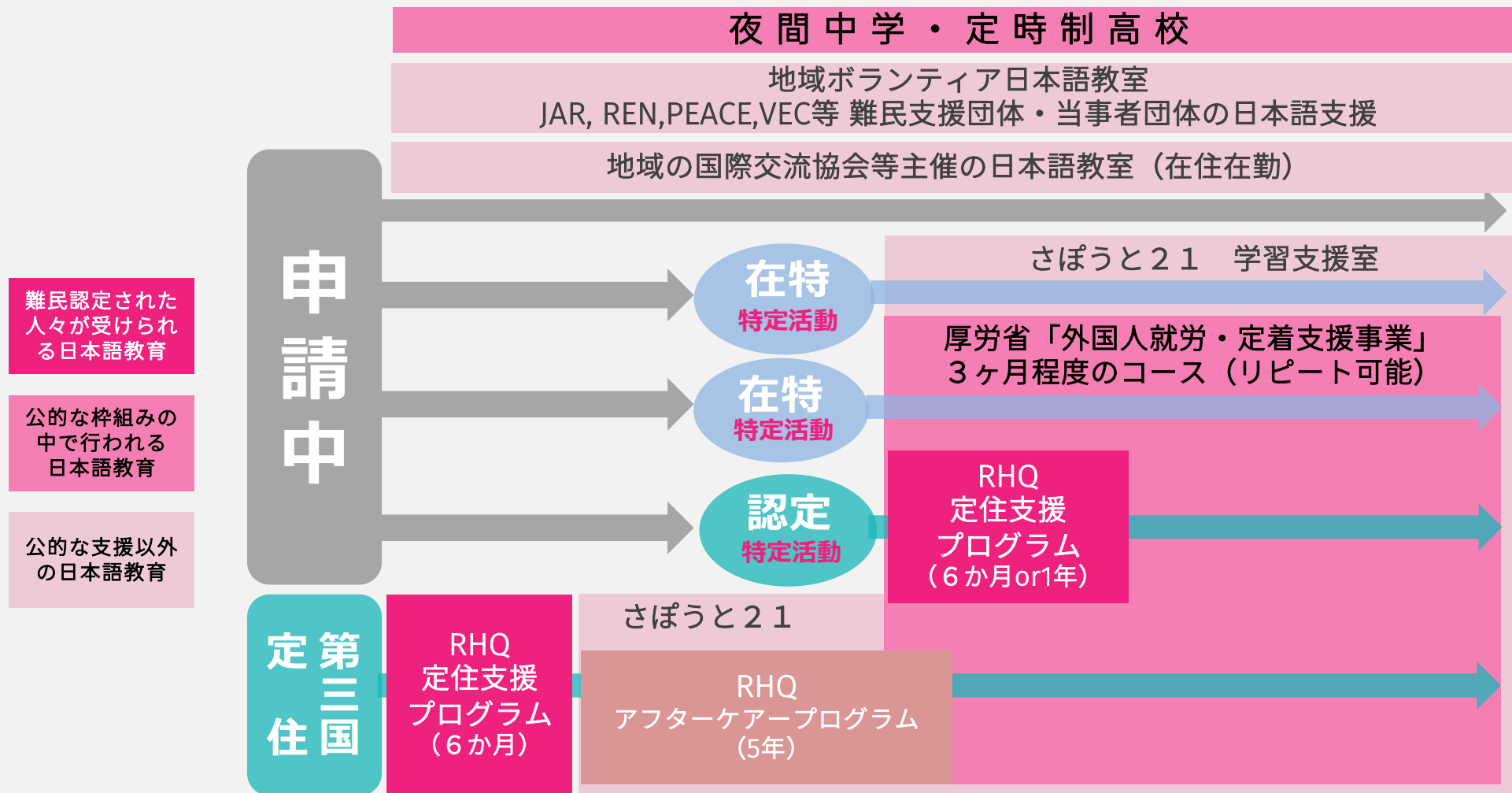


難民の背景をもって来日した後の日本語教育

※「在特」= 在留特別許可



難民の背景をもって来日した後の日本語教育



難民認定者への公的な支援＝「定住支援プログラム」

難民事業本部が、RHQ 支援センター（東京都）において、条約難民と第三国定住難民を対象に実施。

RHQ 支援センターは通所式定住支援施設として、2006（平成18）年4月に開所。

入所対象者

- ① 法務大臣から難民として認定された人 **（条約難民）とその家族（16歳以上）**。
※ただし、既に定住支援プログラムを受講された方を除く。（※家族とは、条約難民の配偶者や親、未婚の子どもで、日本での在留資格がある外国人）
- ② 日本政府が**第三国定住難民**として受け入れた人 **（子どもも含まれる）**。

※難民事業本部ホームページより抜粋 <https://www.rhq.gr.jp/support-program/>

難民認定者への公的な支援＝「定住支援プログラム」

コース

572授業時限の日本語教育と、120授業時限の生活ガイダンスの計692授業時限のコース（1授業時限＝45分）。

条約難民とその家族は、半年コース（前期／後期）か、1年コース（夜間）を選択。
第三国定住難民のコースは、半年コース。



- ・自宅からRHQ支援センターへの通学が困難な入所者には、宿泊施設を無料で提供（但し、半年コース在籍者に限る）
- ・授業を受けない乳幼児の保育も実施
- ・入所期間中の生活援助費や、コース修了後の就職促進のための援助金も支給

※難民事業本部ホームページより抜粋 <https://www.rhq.gr.jp/support-program/p01/>

現状の枠組みの中で日本語教育を受けられるかどうか、
という面からみて、「取り残される（かもしれない）」人々

- 難民申請中の方々 ⇒ 難民を支援する個人、団体、地域に頼る
- 難民申請中の方々（中学校未修了） ⇒ 夜間中学
- 難民の背景をもち来日した小学生・中学生（中学校未修了）
⇒ 居住する市区町村の学校に通い、他の外国人の子ども同様に学ぶ、
居住地による格差
- 難民の背景をもち来日した中学校既卒者（高校中退者含む）
⇒ 高校受験に挑戦する（「たぶんかフリースクール」等で学ぶ）
- 難民の背景をもち来日した高校既卒者（大学中退者含む）
⇒ 就労する・日本語学校に行く・大学や専門学校に進む
- 難民認定の結果が出た後・定住支援プログラムが終わった後
⇒ 難民を支援する個人、団体、地域に頼る

課題 1

来日「直後」の「集中」日本語学習



第三国定住難民に対しては「定住支援プログラム」の一環として**来日直後**に一定期間の日本語教育も行われるが、その他の場合、来日直後の段階で日本語を学べる場が非常に限られる。



難民認定された場合も「定住支援プログラム」を受けることは可能だが、プログラムを受けるかどうかは各人の判断による。申請から認定までにかなりの年月が経ってしまうことが多いため、すでに就労していて、その仕事を離れることができなかったり、日本語学習の意欲を失っていたりして、「定住支援プログラム」を受けない（受けられない）状況も起こりうる。



難民に限らず、日本社会の入り口段階で、公的な、日本語教育の専門家による日本語学習の機会がほとんどない。

課題 2

その後の「継続」



定住支援プログラム（6か月もしくは1年）以降には、「特別な」日本語学習プログラムはほとんど提供されない。地域定住が始まってから、「地元」で難民だけが通う教室をつくることは、あまり現実的とは言えない。



日本国内の日本語教育の体制が整っていないため、利用できる日本語学習の資源（リソース）が非常に少ない。「生涯学習」としての日本語学習の場、「市民活動」の一つとして、市民がつどい、フラットな関係の中で学べる場がない。

※「専門性」を求めるのであればある程度の自己負担をする覚悟も必要

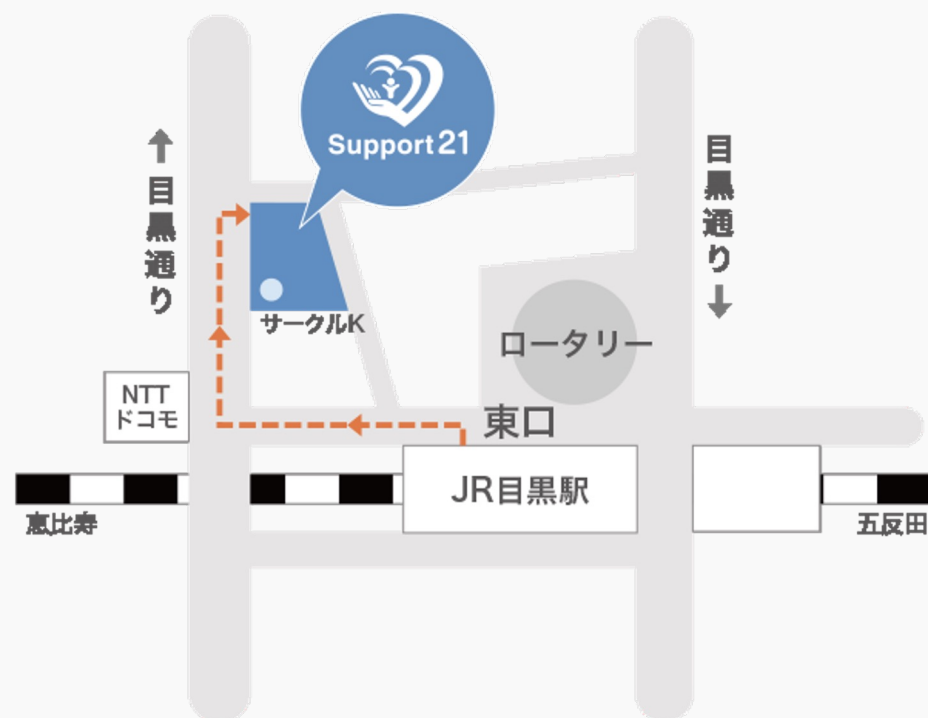


そのような場があったとしても、そうした場になじめない難民（申請者）も多い。同国人との不用意な遭遇を恐れて（嫌って）、地域日本語教室に足を向けられない場合も多い。

本講義の到達目標

- 1 難民の方々が日本国内で受けることのできる日本語教育の概要が理解できる
- 2 日本語教育を受けられるかどうか、という面からみて、「取り残される(かもしれない)」人々にどのような人々がいるかを理解できる
- 3 難民等への日本語教育の課題について、自分なりに考え始めることができる

社会福祉法人さぽうと21



〒141-0021

東京都品川区上大崎2-12-2ミズホビル6階

TEL : 03 - 5449 - 1331

E-mail : info@support21.or.jp

平日 10:00 ~ 18:00

さぽうと21



Support 21 Social Welfare Foundation